

往来物『庭訓往来』について

萩原 義雄

はじめに

往来物資料のなかで鎌倉時代の末、正平五年(一三五〇)に成立して江戸時代そして近代明治時代に亘つて最も広く普及したのがこの『庭訓往来』である。最古の写本としては、成立から三十六年後の「至徳三年(一二八六)霜月三日豊前守朝英書之」の奥書を有する島根県出雲市神門寺藏の上下二冊完本が毎日新聞社朝刊昭和五七(一九八二)年一月六日(月曜日)付の朝刊総合(3)記事によって紹介されている。この記事の全文は、「室町時代から江戸時代にかけて広く教科書として使われた庭訓往来の最も古い写本が、島根県出雲市塩冶町、浄土宗神門寺(かんとじ)(神谷隆秀住職)に伝わっていることが上横手雅敬・京大教授・日本中世史)の調査で五日、確認された。全国に三十種あるこれまでの写本のうち、最も古いとされていた奈良・天理図書館所蔵分より六十五年もさかのぼる、南北朝の至徳三年(一二八六)の書写。庭訓往来は原本が現存せず作者もわかっていないだけに原本に近い写本が確認された意義は大きい。庭訓往来は一年分の手紙のやりとりで構成、手紙文の間に生活、職業、宗教などにゆかりの言葉を単語集ふう¹⁾に列記。手紙の題材には年賀の辞、領地仕置の状況、盗賊討伐への出陣、司法制度などが取り上げられ、教材に使われた。上横手教授の調べによると、神門寺の写本は上下二巻で、完全にそろっている。内容的には後世に発見されたものとはほとんど変わらないが、下巻奥書に本文と同じ筆跡で「至徳三年霜月三日豊前守朝英書之」と記されている。同教授は「原本にぐっと近づいたと考えられ心強い。武士、庶民の勢力向上期であった中世の庶民教育の足どりを探る材料にできる。原本が出来たのはこの写本よりせいぜい二十年前と思う」と話している。」とあって、大見出しに「最古の『庭訓往来』みつかる」²⁾中見出しに「^{中・近世の教科書}南北朝時代の写本」と記載し、下巻末尾の写真を掲載する。この資料は、現在も影印資料が未公開となっていて、この研究がなされた資料としては、この記事に見える天理図書館所蔵宝徳三年(一四五二)写本、石川松太郎氏(謙堂文庫)蔵伝経覺本(室町時代中期、文明五年(一四七三)以前写)、阪本龍門文庫藏文明一四年(一四八二)写本、蓬左文庫藏文明一七年(一四八五)写本、国立国会図書館藏天文五年(一五三六)写本、同図書館藏天文十八年(一五四九)写本、内閣文庫藏室町時代写本、東洋文庫藏室町時代末期写本等が知られている。こうしたなか、近年ネット上で多くの古写本の影印がデジタル画像で確認できるようになってきている。その幾つかをここで紹介すると、龍門文庫藏『庭訓往来』(上記の文明十四年本でない資料)、広島大学付属図書館藏『庭訓往来』がある。

先行研究

これら諸本の研究については、以下に列記しておくことにする。

- 石川謙著『庭訓往来』(東京教育大学教育学会紀要)、昭和二五年(一九五〇)、金子書房刊。
- 石川謙著『日本教科書大系 往来編第三卷 古往来(三)』、昭和四三年(一九六八)、講談社刊。その他。
- 吉井治子「新撰庭訓抄について」『東京家政学院大学紀要』、第一二号、昭和四七年刊。BM2 050.01/186²⁾
- 石川松太郎著『庭訓往来』(東洋文庫二四二)、昭和四八年(一九七三)、平凡社刊。
- 青木孝「庭訓往来の語法」(上・中・下(一)・下(二))、『青山学院女子短期大学紀要』、第二九・三〇・三一・三二輯、昭和五十年(一九七五)・五一年・五二年・五三年(一九七八)刊。
- 川瀬一馬解説『庭訓往来 文明十四年鈔本』(阪本龍門文庫複製叢刊之十五)、昭和五九年(一九八四)刊。
- 橘豊著『書簡作法の研究 続編』、昭和六〇年(一九八五)、風間書房刊。
- 中田千代子「庭訓往来伝本小考」、『実践国文学』第二七号、昭和六〇年(一九八五)刊。

○三保忠夫「庭訓往来天理図書館本について」、『小林芳規博士退官記念国語学論集』、平成四年(一九九二)三月、汲古書院刊。

○三保忠夫編『天理図書館蔵庭訓往来宝徳三年写本 本文と漢字索引』、島根大学教育学部国文学会叢書1、平成四年(一九九二)三月、松江・島根大学教育学部国文学会刊。

○三保忠夫「庭訓往来天理図書館蔵本の所用漢字について」、『国語文字史の研究2』、平成四年(一九九二)九月、和泉書院刊。

○小木曾千代子「一乗谷朝倉氏遺蹟で発見された『庭訓往来』の断簡(写)について」、『中部大学国際関係学部紀要』第一三三号、平成二二年(一九九四)刊。

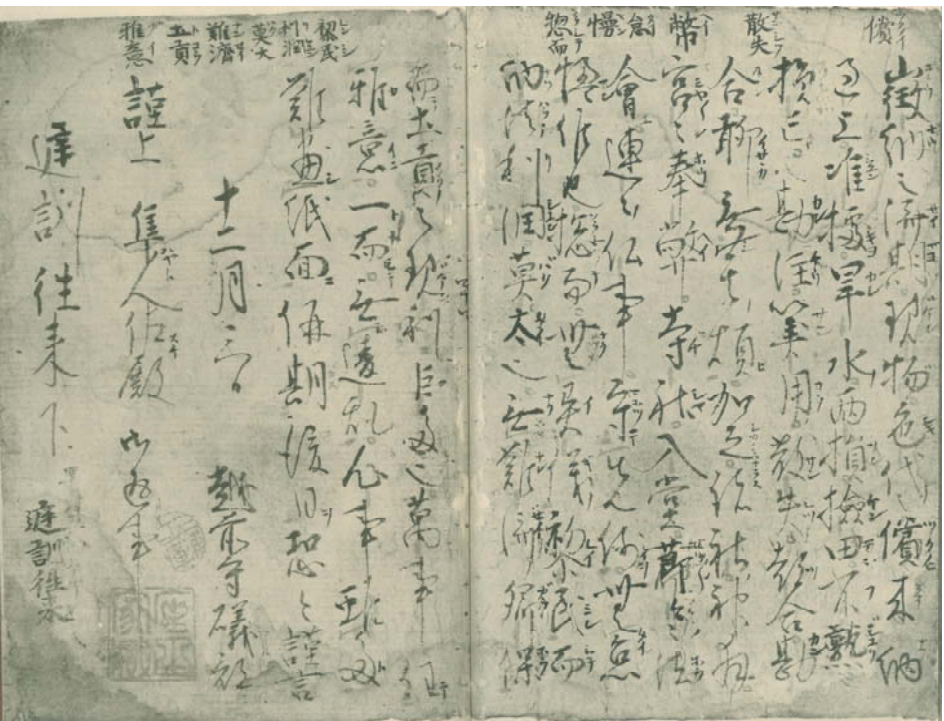
○山田俊雄「庭訓往来・句双紙」新日本古典文学大系52、岩波書店、平成一四年(一九九六)刊。

○中村武三編『建部伝内先生遺芳』、「庭訓往来」サンライズ印刷(株)出版部、平成年(一九九九)一〇月刊。

本文異同とその語彙

往復書簡型の十二ヶ月状には、書簡方式に支えられた語彙群から得られ、当代における基本語彙群がここに一望できる仕組みとなっている。漢字の使用頻度順から見ると、「之」「者」「可」「也」「候」「被」「御」「所」「人」「事」「等」「日」「上」「不」「子」「令」「以」「大」「行」「物」「恐」「下」「一」「無」「進」「謹」「殿」「文」「月」「相」「時」「法」「入」「書」「申」「言」「心」「條」「間」「奉」「後」「有」「頭」「木」「用」「中」「參」「重」「僧」「同」「如」と云った文字が用いられている。

古写本のなかで、別資料として紹介する三次市立図書館蔵平井文庫本は、尊純親王筆、縦三三・二cm×横二四・二cmで、「この庭訓往来は栗田青蓮院宮尊純親王御筆也。世に栗田流の御文字と称ふ。……」とある墨付き六二丁の古写本である。読み仮名は付けない(資料本文影印刷刻参照)。このように、古写本の



多くは読み仮名を用いていないが、室町時代の古写本である龍門文庫蔵の文明一四年(一四八二)本には、読み仮名を片仮名表記にて付載した資料も登場してきている。この資料は、冒頭巻首から二月状の部分が始まり、途中巻中第一五丁の次一丁分である五月返状の首から「辛辛螺」までを脱している。

この付訓についても、①「前駈」の語を「さきかけ」「さきがけ」と和語訓みする資料と「センク」「セング」と音讀する資料が見える。②「有職」を「ユウシヨク」と「ウシヨク」「ウシキ」と音讀する書写資料の異同が知られている。

往返の書状十五章には、国政の事、家務の事、士農工商の事、武藝の事、神祇の事、釋教の事、礼儀、軍旅、衣服、器械、宴樂、疾病の諸事を書翰に託して人に教え諭すものである。

資料の波及性

室町時代、文安元年(一四四四)に編纂された古辞

書『下學集』に多くの語彙が引用され、流布本『曾我物語』には、武器・鎧の品革威の列名語彙群が其儘引用されたりしている。こうした引用は、室町時代の教養社会における必読資料として第一位の資料価値観を有していたことが知られるばかりでなく、この内容に基づいた生活慣習が必要不可欠であったことを伝えている。能・狂言「布施無經」「どちはぐれ」に十一月日状「鹽噌」「ゑんそ」の語、他演目に四月返状の「鞍馬木芽漬、醍醐烏頭布」の語等を精進料理の品種として取り上げていたりもするといった様相を示している。

また、この注釈書も編纂されていて、特に真字註については、私自身、本学短大紀要にその幾つかの月状の注釈研究を継続掲載中であるので参照されたい。この真字註自体が次の室町時代の古辞書である『節用集』〔広本(文明本)・印度本系等〕や『運歩色葉集』に影響していて、二重三重にことばの重層化が諮られている。ともこの時代の大きな特徴といえよう。

そして、江戸時代には『庭訓往来(假名抄)』〔片仮名交じりの注解書…(用例)右、庭訓と名くるは、伯鯉魚庭を廻りて詩礼之訓を問ふに本づく也。鯉魚の庭を過ること已に二度也。故に私に之を二庭訓と謂ふ。鯉魚、童蒙にして聖父之庭の訓を受く。蓋し此書童蒙之人に示さんが為め也。然るに以て十二月を分て之を制る。故に文章は時節之風物を記す也。官位に依て筆位の文章を宣む也。后代に之を畏るべし。君子は此書を以て官の高卑之上に書様有ること、次第之を弁ずべき也。往来とは辞の往来歟。或は一書彼に往き、一書此に来るの義也。又文の返事有るに依る也。或は古往今来を云ふ義これ有る也。(庭訓を、「父が子に与える教訓」ひいて「家庭教育」と、現代では解している。)

恐々謹言 敬白は、謹言より上也。又、頓首は至て敬恭也。墨黒に真に書くは、賞翫也。恐々と書く事、俗家より出家へは恐々敬白と書く可し。其の余は、真草行の上中下有り。被官には恐々と書く可からず。恐々謹言の字、草に書く可き也。

※底本はカタカナ書きだが、ここでは「ひらがな」書きにして読みやすくした。』↓『庭訓往来』〔全一冊、明和六年(一七六九)正月刊、』庭訓式目字註加于于頭…(用例)十二月三日状「土貢其国其所々よりいづるものをさぐる事也」↓『庭訓往来捷註』〔全一冊、駒龍先生著、寛政一二年(一八〇〇)刊、』本文をハ大字にて書たれバ幼童筆字にてほんとなるべし。音訓をハ本文の頭に平がなをもつてあげ素どくの便とす。注解のことハ古より在所の注に誤有をたゞしたらざるを増補せり。庭訓往来のことハ此一書につくせり』、『庭訓往来精注鈔』〔全一冊、關牛翁著』具注抄』追考にて門人成章館主人編、天保一四年(一八四三)刊』、『庭訓往来諺解』〔全一冊、嘉永五年(一八五二)刊』といった程度に変容していくに過ぎないのも、同じ武家政権下の「士農工商」という社会構造がこの継続性を促していることにもよるのであろう。

また、『新撰消息(異制庭訓往来)』と云う書物は本書に類似する内容であるが本書より後に製作された往来物と見ておく。

ここで、本書の编者についての位置づけられてきたのかを触れおきたい。多くの注釈書が编者として「玄恵法印」を挙げるが、その「證不詳」とする。この玄恵法印は、「羽州北畠の産にして、北小路氏健軒洗心子獨清軒等の号あり。初め儒を業とし、中頃台宗の僧となり復帰俗し觀應元年(一三五〇)六月に卒す。嘗て後醍醐帝の侍讀となる。當時博学宏才の人なり」〔捷註〕「平の貞時其識量を知て乾元元年相州鎌倉に最勝園寺建立の時玄慧をして導師となさしむ故に暫爰に住す。素より玄慧ハ僧律の事を以て専とせざれば辞して復還俗す。身終わるまで無髮にして自ら洗心子と号し亦健軒と称す。著所の太平記四十一卷大に行はれて其博識以て世に知る所なり」〔諺解〕と検証されてきている人物である。

《ことばのコラム》

※「注」と「註」について

『庭訓往来捷註』に、「註ハ元注と同字也。水下に出なんとの塞りて流ざるを開きそゞきて流す事を注とい

ふ。又書物を讀て義理の通ぜずして滞りたるを其意味を解して人にさとす事水の流やらざるを流すに一樣なればとて是をも注と書。扱義理を釋は、言葉に属したる事故、水片を言片に改めて註と書りと注釈する。

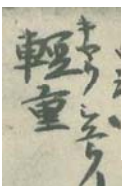
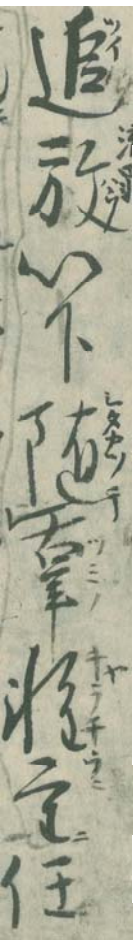
※2「軽重」大槻文彦編『大言海』を繙くと、

けいぢゆう【軽重】「名」(「ヂユウは、呉音」)からきと、おもきと。周禮、秋官篇、司寇「以辨罪之輕重」左傳、宣公三年「楚子問鼎之大小輕重」韓愈、送殷員外序「豈不下眞知輕重大丈夫上哉」申子「懸權衡」、以稱輕重」※庭訓往來、八月「火印追放已下、隨事輕重、其人是非、可被行是」[2-0147-2]

けいちゆう【輕重】「名」(「チヨウは、漢音」)前條の語に同じ。輕重すべからずと云ふは、優るとも、劣るとも、定められずの意なり。[2-0147-2]

とあつて、この熟語の訓みが二通り記載されている。そして見るに、「けいちゆう」の用例として本書が引用されている。

この箇所を文明十四年本で見ると、



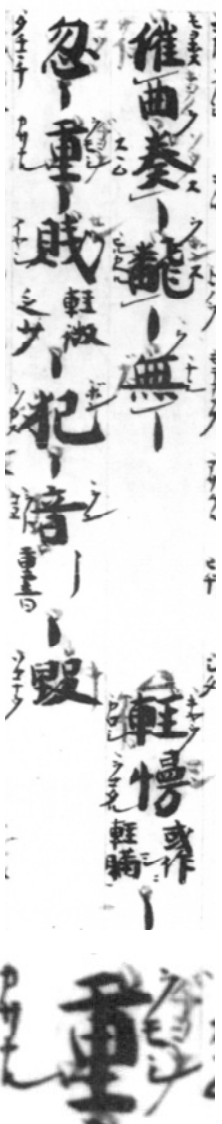
「キヤウチウニ」と訓まれている。また、頭部に、「輕重」と記載されている。

ここで、現代の国語辞書である小学館『日本国語大辞典』第二版を繙いてみよう。※「ことばの溜池」(二〇〇三年一月一日付)を参照して纏めておく。

きようじゆう【輕重】「名」軽いか重いかということ。主に罪の重さなど、抽象的な事柄についていう。けいちゆう。けいちゆう。*続日本紀一和銅七年(七一四)六月癸未「大赦天下」、(略)罪無輕重」*太平記(一四世

紀後)二・俊基朝臣再関東下向事「頸械手杵をいられ、罪の輕重を糺すらんも、かくやと思知れたり」*羅葡日辞書(一五九五)「Simplarius(略)カフチヲ ウケザル ヨロイ、コレ ヨロイニ ヨツテ フチノ qio(quin) (キヤウヂユウ) アリタル ユエナリ」*日葡辞書(一六〇三-一六〇四)「トガノ qio(quin) (キヤウヂユウニ) シタガツテ ツミニ ヲコナウ(訳)罪の輕重に應じて刑罰を言い渡す」*浄瑠璃・博多小女郎波枕(一七一八)下「つみの輕重明白たり」としていて、本書の用例は見えない。

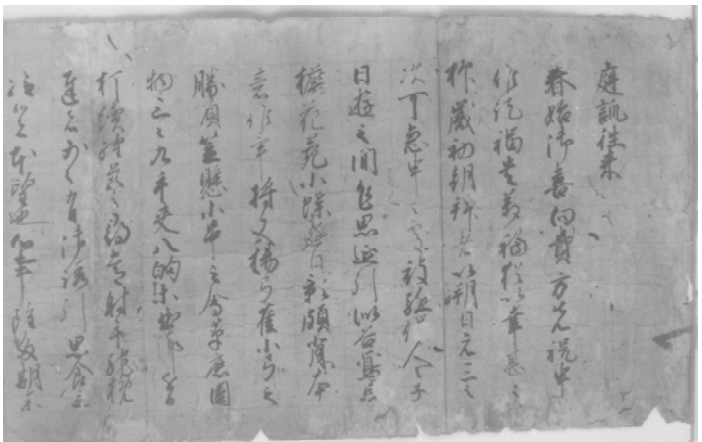
さらに、古辞書広本(文明本)『節用集』(文明六年(一四七六)頃成立)には、



輕重 キヤウヂユウ・ヲモシノケイ・カリン・カサナル「平輕去・平去」。「態藝門 830③」

とあつて、「キヤウヂユウ」の訓みとなつては、中田祝夫著『文明本節用集研究並びに索引』(勉誠社刊)では、「キヤウヂユウ」と表記して易林本・饅頭屋本『節用集』「輕重」及び『落葉集』「輕重」の訓みと同じにしていることに留意せねばなるまい。「重」の音は、漢音「チヨウ・トウ」、呉音「シユ」、慣用音「ヂユウ」であるからして、「輕」の漢音「ケイ」、呉音「キヤウ」、唐音「キン」の語であるからして、朱書きの音表記「ケイヂヨウ」で漢音読みと見ることと、「キヤウヂユウ」で呉音と漢音混在の訓みを探るか問題を残している語である。江戸時代の古版『庭訓往來註』では、「輕重」とし、その他注釈版本類『庭訓往來精注鈔』(庭訓往來精注鈔)庭訓往來諺解』では、「輕重」(漢音+慣用音)で表記するようになる。これで明らかのように、大槻文彦著『大言海』の見出し語表記及び用例は、この江戸時代の注釈本類の訓みに依拠したものであることが見えてくる。また、『日

本国語大辞典』第二版でも、索引に依拠して本文確認を怠っていることから広本『節用集』の「きょうりじよう」乃至「けいりじよう」の語は、ここには載録されていないのが現況である。
 ※至徳三年〔神門寺本〕写 上巻冒頭部と下巻末尾識語部



江戸時代『絵本庭訓往来』圖資料



龍門文庫藏『庭訓往来』五月日状

